

総行過第59号
22農振第184号
国都地第13号
平成22年4月28日

各都道府県知事 殿

総務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣

過疎地域自立促進方針及び過疎地域自立促進市町村計画等について（通知）

過疎地域自立促進方針（以下「自立促進方針」という。）、過疎地域自立促進市町村計画（以下「市町村計画」という。）及び過疎地域自立促進都道府県計画（以下「都道府県計画」という。）（以下「計画等」と総称する。）については、平成12年度から平成21年度までの計画等が策定され、これらに基づき各般の施策が講じられてきたところですが、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成22年法律第3号。以下「改正過疎法」という。）が施行されたことを受け、引き続き、地域の実情に応じ、地域における創意工夫による積極的施策を実施し、総合的かつ計画的な自立促進のための施策を推進する必要があります。

このため、平成22年度から平成27年度までの期間に係る計画等の策定に当たっては、「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行について（平成22年4月1日付け総行過第38号総務大臣、農振第2374号農林水産大臣及び国都地第128号国土交通大臣通知。以下「施行通知」という。）」のほか、下記事項及び別添事項にも留意の上、自立促進方針及び都道府県計画の策定の検討並びに市町村計画の策定についての周知及び必要な助言に努められるよう願います。

その際、改正過疎法において新たに過疎地域となった市町村（以下「新規過疎地域市町村」

という。)が市町村計画を策定する場合については、先行する市町村計画が策定されていないことから、必要に応じて助言を行うとともに、新規過疎地域市町村を含む自立促進方針及び都道府県計画を策定する必要があることに留意願います。

なお、この通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 自立促進方針の策定について

自立促進方針の策定の義務付けが廃止されるとともに、自立促進方針の内容は任意的記載事項とされたところですが、自立促進方針を策定しようとする場合には、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）第5条第4項に定める手続きが必要となるので留意願います。また、市町村計画は自立促進方針に基づいて策定する必要があるため、市町村から自立促進方針の策定の要請があったときは、都道府県は速やかに方針を定めなければならないこととされていますので、市町村との十分な連絡調整を図られるよう願います。

2 市町村計画の策定について

市町村計画の策定の義務付けが廃止されるとともに、市町村計画の内容は任意的記載事項とされたところですが、市町村計画を策定した場合には、都道府県において取りまとめのうえ総括表を添付し、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出願います（取りまとめ窓口は、総務省）。

また、市町村計画を策定する場合には、行政はもとより、地域住民、NPO、地域活動団体等、様々な主体の参画を促し、地域の将来像とその実現に向けた互いの役割や責任について共通認識と合意形成を図り、従来の方針の成果や効果、残された課題等をこれまで以上に十分把握・分析した上で、自立促進に向けて実効性のある計画となるよう周知願います。その際、過疎法第12条第2項に規定する過疎地域自立促進特別事業については、その成果・効果が将来にわたって持続・拡大し、地域の課題解決に寄与するとともに、地域の自立促進に向けて様々な仕組みを革新していくような取組で、主体的かつ創意工夫に富んだ仕組みづくりを行うことに努めるとともに、当該事業の位置付けや、事業内容、期待される効果等をできるだけ具体的に明らかにし、実効性の高いものとなるよう周知願います。

3 都道府県計画の策定について

都道府県計画の策定の義務付けが廃止されるとともに、都道府県計画の内容は任意的記載事項とされたところですが、都道府県計画を策定した場合には、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に提出願います（取りまとめ窓口は、総務省）。

4 市町村計画及び都道府県計画の変更の手続きについて

事業の追加又は中止、大幅な事業量の増減等計画全体に及ぼす影響が大きい場合には、過疎法に基づく財政上の特別措置及びその他の特別措置の活用の際し、市町村計画及び都道府県計画の変更が必要となりますので留意願います。

別添 計画等の策定に当たって留意いただきたい事項

1 基本的な事項（自立促進方針）、基本的方針（市町村計画、都道府県計画）

過疎地域の現状と問題点を踏まえて、過疎地域が、豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全な食糧、歴史文化資産といったそれぞれの有する地域資源を最大限活用して地域の自給力を高めるとともに、国民全体の生活にかかわる公益的機能を十分に発揮することで、住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を図ることができるよう配慮。

2 産業の振興

産業振興の方針については、整備が進められてきた交流拠点や遊休施設等を活かした新たな流通・販売チャンネルの構築、情報通信基盤を活用した新たな雇用の場の確保・充実等に取り組むことに配慮するとともに、基盤整備のみならず、情報提供、人材確保、市場流通等の施策についても記述。

農林水産業の振興については、農林水産業が農地や森林の適切な管理を通じて下流域での災害防止や水源涵養に寄与していることを踏まえつつ、生産基盤の整備、経営近代化のための施設整備だけでなく、営農指導、農商工連携、生産・加工・流通・販売の一体化による取組、森林資源の持続可能な利用のための森林整備等のソフト事業についても記述。

商工業の振興等については、自然環境との調和についても留意するとともに、地域資源を活かしたコミュニティビジネス、スモールビジネス等地域の実情に即した多様な分野における新規事業の立ち上がりを支援するための幅広い情報提供、共同利用施設の整備、金融措置等について、施設整備だけでなく、ソフト事業についても記述。

観光及びレクリエーションの方向と施策については、近年におけるゆとりある生活への指向、余暇の増大、自然環境への関心の高まり等の要請を踏まえつつ、地域間交流の促進の観点も含め、ソフト事業についても記述。

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

交通通信体系の整備については、将来展望に基づき、そのあり方と水準について記述。

市町村道等の整備については、新規整備のみならず、現道の損傷・劣化等を将来にわたり把握することによる費用対効果の高い維持管理等ソフト事業についても記述。

交通確保対策については、住民の日常的な移動のための地域交通の維持・確保が課題となっていることも踏まえ、コミュニティバスやデマンドバスの導入、スクールバス・福祉バスの活用、民間バス路線の確保、公営バス、自家用自動車の利用等身近な交通手段の確保、住民の交通の利便の確保のための諸施策についてハード事業、ソフト事業両面から記述。

情報化の推進については、行政の情報化による住民サービスの向上、過疎地域のニーズに対応した情報通信基盤整備とともに、医療・教育等公共サービスの確保（遠隔医療等）、高齢者の安否確認・生活情報伝達サービスの提供、場所にとらわれない就業や起業を可能とする取組（テレワーク等）、ICTを活用した特産品の販売といった情報通信基盤の利活用、高齢者を含めた住民における情報リテラシーの向上、地域情報の発信等地域の情報化、地域がその実情に応じた形でICTを最大限利活用していけるような取組に関する諸施策についてハード事業、ソフト事業両面から記述。

4 生活環境の整備

生活環境の維持保全については、洪水や土砂災害等の自然災害対策、景観保全、水源保全等の観点に配意し、森林や水路等の保全活動、耕作放棄地の復元、ゴミの分別活動やリサイクル活動等のソフト事業について記述。

簡易水道、下水処理施設等の整備及び消防・救急施設等の整備等については、新規整備のみならず、整備済み施設の損傷・劣化等を将来にわたり把握することによる費用対効果の高い維持管理の実施等についても記述するとともに、消防や救急の広域応援体制や災害時の要援護者対策等の防災力の向上などソフト事業についても記述。

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針については、地域全体で高齢者を支える仕組み作りなど施設整備以外のソフト事業についても記述。

児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策については、保育所、児童館及び認定こども園の配置のあり方及びその整備に加え、少子化対策、子育て支援対策等、子供を生み育てる若い世代を対象としたソフト事業等の保健及び福祉対策について記述。

6 医療の確保

医療の確保の方針については、医師修学資金貸付事業への支援や専門医の派遣に対する支援等の医師確保対策、地域の中核的な病院等による過疎地域への支援や、病院間・病院診療所間の協力体制の構築、遠隔医療の環境整備を始めとする新たなICTの活用等について、地域医療確保の観点を踏まえ、ハード事業、ソフト事業両面から記述。

特定診療科に係る医療確保対策については、小児科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科等の特定診療科に係る医療の確保を図るための病院及び診療所の整備、巡回診療の実施等についての方針を記述。

7 教育の振興

公立小中学校等の教育施設の整備等については、統合要件が撤廃されたことを踏まえるとともに、耐震化を含めた良好な教育環境の確保のための施設等の整備について記述。また、地域の力による安全な学校づくりの取組や地域コミュニティの中核的施設としての学校施設の活用などソフト事業について記述。特に学校統廃合に伴う廃校舎等について、地域への愛着を育んできた貴重な地域資産として、企業誘致により新たな産業の拠点としての活用や、都市との交流拠点や子供の体験活動のフィールドとしての再整備等、有効活用する視点について配意。

図書館その他の社会教育施設等については、施設の整備に限らず、広域的施設を相互利用するシステムの整備といった施設を有効活用するためのソフト事業や都市の小中学校生による農山漁村における長期宿泊体験活動等の交流事業について記述。

8 地域文化の振興等

地域文化の振興等については、施設の整備に限らず、施設を活用した地域文化振興事業、施設にかかわらないソフト事業についても記述。

9 集落の整備

集落の整備については、集落の整備の方針のほか、集落の維持・活性化について、住民自身が集落の現状を知り、集落の問題を自らの課題としてとらえ、集落の将来像を描いていく必要性に留意し、地域自治組織が行う自主的・自発的活動を支援する仕組み作りや「集落支援員」、「地域おこし協力隊」など人材の確保・派遣に係る施策を行うことに努めるよう配意し、ハード事業、ソフト事業両面から記述。

10 その他

基金の積立てについては、過疎対策事業債を財源として、過疎地域自立促進特別事業実施のための地方自治法第241条の規定により設けられる基金の積立てが可能であることに留意。